

申告内容の誤り・無申告の場合の、修正申告・期限後申告や、源泉徴収税の不納付の場合には、以下の加算税・延滞税が課されます。これらは「罰金」的なものとされ、所得計算上の損金に算入できません。また、脱税（事実の隠ぺい・仮装）と認められた場合は、より税率の高い重加算税が課されるほか、延滞税が数年間分となり、大きな負担となります。

● 加算税と延滞税

種類	内容	税額の計算
①過少申告 加算税	税務調査等により修正 申告、更正処分	追加税額×10%+(追加税額-A)×5% A：当初税額 or 50万円のいずれか多い金額 (自主申告は課税なし)
②無申告加 算税	期限後申告、決定処分	追加税額×15%+(追加税額-50万円)×5% (自主申告は5%に軽減)
③不納付加 算税	源泉徴収した税金を期 限内に不納付	税額×10% (自主納付は5%に軽減)
④重加算税	脱税 (事実の隠ぺい・仮装)	①③に代えて課せられるとき 追加税額×35% ②に代えて課せられるとき 追加税額×40%
⑤延滞税	法定納期限から	追加税額×一定率(2022年分は年2.4%) (④の場合を除き、期間は最大1年間)
	期限後・修 正申告から	追加税額×一定率(2022年分は年2.4%)
	~2ヶ月 2ヶ月~	追加税額×一定率(2022年分は年8.7%)

加算税が5,000円未満や、延滞税が1,000円未満の場合は課税されません。

なお、予定納税などが還付される場合は、0.9%(2022年分)の還付加算金が加算されます。

【夏季休業のお知らせ】

8月13日(土)~15日(月)は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日(火)から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。